

各位

上場会社名 三菱鉛筆株式会社
代表者 代表取締役 数原 滋彦
(コード番号 7976 東証プライム)
問合せ先責任者 上席執行役員 財務担当 長谷川直人
(TEL. 03-3458-6215)
<https://www.mpuni.co.jp>

第三者割当による自己株式処分及び自己株式の消却に関するお知らせ

2024年2月16日付「一般財団法人 表現革新振興財団の設立ならびに自己株式処分及び消却に関するお知らせ」(以下、「2月16日付リリース」)にてお知らせした一般財団法人 表現革新振興財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」)について、このたび、本日開催の当社第149回定時株主総会にて、募集事項の決定を取締役に委任すること(以下、「本議案」)が承認されました。

本議案の承認を受け、本自己株式処分について、会社法第199条および第200条の規定に基づき、本日開催の取締役会において募集事項を決議いたしましたので、2月16日付リリース記載の自己株式の消却(以下、「本自己株式消却」)と併せて、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分について

(1) 処分要領

①処分する株式の種類および数	普通株式 1,600,000 株
②処分価格(払込金額)	1株につき1円
③処分価格(払込金額)の総額	1,600,000 円
④処分方法	第三者割当による処分
⑤処分先(割当先)	株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者)
⑥処分期日(払込期日)	2024年6月3日(予定)
⑦その他	本自己株式処分については、2024年3月28日開催の当社第149回定時株主総会において、会社法第199条および第200条の規定に基づき、募集事項の決定を取締役に委任することが承認されています。

(2) 処分先(割当先)

処分先(割当先)である株式会社日本カストディ銀行は、下記(3)の信託契約に係る信託(以下、「本信託」)の再信託受託者であり、本信託の信託財産として割当を受けます。

(3) 信託契約の概要

①委託者	当社
②受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
③受益者	一般財団法人 表現革新振興財団
④信託契約日	2024年6月3日(予定)
⑤信託の目的	委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、社会貢献活動を実施させること。

(注) 本自己株式処分により本信託が保有する株式の議決権については、信託期間を通じて行使しない。

2. 自己株式の消却について

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 1,600,000 株
- (3) 消却予定日 2024年5月15日

なお、本件に関するその他の詳細につきましては、2月16日付リリースをご参照ください。

以上